

香川県報



第 66 号

平成 15 年

8月22日(金曜日)

目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

告 示

○介護保険法の規定による事業者の指定

○道路の位置指定（二件）

（長寿社会対策課）

（建築課）

一

公 告

○開発行為に関する工事の完了（二件）

○開発行為に関する工事（公共施設）の完了

（都市計画課）

（ ） “ ” （ ） 二

教育委員会公告

○総合評価一般競争入札の実施

告 示

●香川県告示第四百七十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十五年八月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

介護保険 事業所番号 三七七〇一 〇二五五〇	事業所の名称 及び所在地 らく楽一宮 高松市一宮町一五六八 番地一	申請者の名称、代表 者の氏名及び主たる 事業所の所在地 有限会社らく楽 取締役 佐藤義則 高松市新田町一一四三 番地	指定年月日 平成十五年 八月十一日	サービスの 種類 痴呆対応 型共同生 活介護
---------------------------------	---	--	-------------------------	------------------------------------

●香川県告示第四百八十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十五年八月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定 番号 建築指道 第三号

二 指定 年月日 平成十五年八月十二日

三 指定道路の位置 香川郡香川町大字大野字中川原一七四二一、一七四四、一七四七

・一七四八合併及び同地先農道

四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・七三メートル及び六・〇〇メートル

延長 一〇四・八二メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課において閲覧に供する。

●香川県告示第四百八十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十五年八月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定 番号 善土指道 第九号

二 指定 年月日 平成十五年八月七日

三 指定道路の位置 善通寺市金蔵寺町字本村一〇三九一及び一〇三九二

四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・二〇メートル

延長 一六・九四メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県善通寺土木事務所において閲覧に供する。

公 告

●香川県公告第五百十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十五年八月二十二日

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

香川県知事 真 鍋 武 紀

坂出市川津町字井手ノ上八七七―三

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

綾歌郡飯山町東坂元二一四番地四

瀬尾 孝志

瀬尾 千晴

●香川県公告第五百十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十五年八月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

綾歌郡綾南町大字陶字西村北四一七七―一、四一七七―四、四一七九―八、四一八〇

―一、四一八〇―二、四一八八―三、四一八八―四、四一八九―一及び同地先農道

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

広島県広島市安佐北区安佐町大字久地六六五番地の一

株式会社ポプラ 代表取締役 目黒俊治

●香川県公告第五百十六号

次の開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十五年八月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

綾歌郡綾南町大字陶字西村北四一七七―一、四一七七―四、四一七九―八、四一八〇

―一、四一八〇―二、四一八八―三、四一八八―四、四一八九―一及び同地先農道

二 工事を完了した公共施設の種類、位置及び区域

1 農道

農道（面積五二・〇八平方メートル）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

広島県広島市安佐北区安佐町大字久地六六五番地の一

株式会社ポプラ 代表取締役 目黒俊治

教育委員会公告

●香川県教育委員会公告第三号

次のとおり総合評価一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県会計規則（昭和三十九年香川県規則第十九号。以下「規則」という。）第百六十六条の規定により公告する。

平成十五年八月二十二日

香川県教育委員会教育長 惣 脇 宏

一 入札に付する事項

1 件名及び数量 教育情報データベースシステム開発業務 一式

2 調達案件の特質等 入札説明書及び仕様書による。

3 委託期間 契約締結日から平成十六年三月二十五日まで

4 入札方法

入札者は、入札書を含む提案書等（以下「提案書等」という。）を提出すること。

必要書類の種類及び部数については入札説明書による。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 入札参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、本公告日現

在A級に格付されている者であること。

3 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止の措置を受けていない者であること。

4 本公告の日から過去五年以内に、国（公社、公団等を含む。）、県又は他の地方公共団体と同規模又はそれ以上のシステム開発の契約を締結し、当該契約を完結又は履行中であることの実績を証明した者であること。

三 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、二の4及び仕様書に掲げる要件を満たすことを証明する書類を平成十五年九月五日午後五時までに四の1の(二)の(2)の場所に提出し、当該書類に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された書類を審査した結果、当該仕様書に掲げる要件を満たしていると認められた者に限り入札の対象とする。

四 提案書等の提出及び入札等

1 提案書等の提出

(一) 提案書等を持参する場合

(1) 日時 平成十五年九月二十五日午後一時から二時まで

(2) 場所 香川県教育センター三階第二研修室

(二) 郵便又は信書便による入札 可とする。ただし、郵便による送付とし書留親展のものに限る。

(1) 受領期限 平成十五年九月二十四日午後五時

(2) 送付先 郵便番号七六〇一〇〇〇四 高松市西宝町二丁目四番一八号 香川県教育センター・総務課

(三) 提案書等のすべての書類が揃っていない場合は失格とする。

2 入札

(一) 日時 平成十五年九月二十五日午後二時

(二) 場所 香川県教育センター三階第二研修室

(三) 入札価格が、県が設定する予定価格に百五分の百を乗じて得た金額（以下「比較額」という。）の範囲内かどうかを確認し、範囲内の入札価格を提示した入札者のみ、その後の落札者選定の対象とする。比較額を超える入札価格を提示した入札者

は失格とし、その場で通知する。

3 入札説明会の日時及び場所

平成十五年八月二十九日午後二時 香川県高松合同庁舎二階第一会議室

五 落札者の決定方法

県は、学識経験者等で構成する教育情報データベースシステム開発事業者選定審査委員会が、別記の教育情報データベースシステム開発委託事業に係る落札者決定基準に従って実施する審査を踏まえ、落札者を決定する。

六 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札保証金及び契約保証金 規則第二百五十二条各号に該当する場合は免除

3 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札及び規則第七十一条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。

4 入札又は開札の取消し又は延期

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に關し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

5 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。ただし、契約書を郵便等により送付する場合その他やむを得ない事由がある場合は、この期間を延長することができる。

6 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

7 契約書作成の要否 要

8 問い合わせ先 郵便番号七六〇一〇〇〇四 高松市西宝町二丁目四番一八号 香川

県教育センター・総務課 電話番号〇八七―八三三―四三三五

6 その他 詳細は「入札説明書による」。
別記

教育情報データベースシステム開発委託事業に係る落札者決定基準

項番	評価の要素	要件	評価基準	基礎点	加点評価基準	加点の上限
1	設計及び開発	必須	仕様書に示された要求をすべて満たし、かつ、その実現方法が具体的に提案されている。	12	創意工夫がされており、具体的に実現方法が提案されている。 システムの運用コストの低減化について優れた提案がされている。 特定の制限時間内に、イベントを処理するための具体的な提案がされている。	9
2	システムの機能要件	必須	仕様書に示された要求をすべて満たし、かつ、その実現方法が具体的に提案されている。	141	各要求に具体的な提案が示されており、対策の内容に創意工夫がある。 完成画面イメージが示されている。	99
3	ハードウェア	必須	仕様書に示された要求をすべて満たし、かつ、その実現方法が具体的に提案されている。	15	仕様を超える対策が、具体的に提案されている。	3
4	ソフトウェア	必須	仕様書に示された要求をすべて満たし、かつ、その実現方法が具体的に提案されている。	9	創意工夫がされており、具体的に実現方法が提案されている。	3
5	開発推進計画	必須	仕様書に示された要求をすべて満たし、かつ、その実現方法が具体的に提案されている。	18	優れた実施体制の提案がある。	3
6	業務実績	必須	国、地方公共団体又は民間企業において、クライアント数100以上を有する情報システムの企画・設計業務に主幹事社として従事した経験があること。	3	大規模な情報システムの企画・設計業務について、主幹事社としての豊富な経験がある。	3
7	追加提案	任意			創意工夫がされており、具体的に実現方法が提案されている。	39
8	入札価格	必須	20,000,000円以下である。		43＝入札価格×1.05／予定価格×43	43
			以上の必須条件をすべて満たしている。	198	加点合計	202
					合計点	400

平成十五年八月二十二日印刷発行

印刷発行所 香 川 県 庁

(購読料月極二千五百円)

